

第 7 期行財政改革市民会議答申の取扱い

財政健全化計画の策定（提言 1）

経常収支比率 80% 台後半の実現に向けた財政健全化計画を早急に策定

⇒経常収支比率については、平成 27 年度決算において 90.8%と大きく改善したものの、これは地方消費税交付金の増等による一時的なもので、実質的には平成 26 年度決算時点の 94.5%から変わっていないと見られる。こうした現状からみて、目標を 80% 台後半に設定するのは実現性に乏しいと思われることから、「90%を切ること」を目標とすることとした。

⇒財政健全化条例の制定や財政健全化計画の策定も重要であり、必要な取組であることはそのとおりであるが、現状において条例や計画によって枠をはめた場合は、かえって予算編成が困難になる場合もあると考えられる。まずは、予算シーリングを行い、財政規律に沿った財政運営を実現されることが先決と考える。

公共施設のグランドデザインの構築（提言 7）

今後の巨額な改築経費を考えれば、現在の施設全てを維持存続させる考え方から脱却し、施設全体のグランドデザインを早急に構築し、集約化を進めるべき

⇒「公共施設等総合管理計画」案では、公共施設とインフラの維持・更新のために、現在のままでは、今後 35 年間で約 1,500 億円もの財源を要するとされているが、行財政改革の取組の中では、非常に大きな課題となる。

特に、学校施設は、公共施設の延床面積の約 6 割を占め、その大半が老朽化していることから、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設全体の総量を抑制することを前提に、学区域の見直しと併せた学校施設の更新とその他機能の集約化について、行政内部での調査・検討を進めるとともに、市議会や市民においても、立場を超えた活発な議論が求められるところである。

外部評価機関の新設（提言 9）

過去の行財政改革大綱に定められている項目のうち、主要で困難な課題は先送りされており、これらは進捗状況を管理する機関がなかったことも大きな要因であることから、行財政改革への取組を支援し管理する外部の機関の設置が必要

⇒しっかりとしたチェック体制が整っていなかったことが要因であることは答申のとおりであるが、行財政改革市民会議とは別の外部評価機関を立ち上げるより、市民会議が第三者の立場でチェックをかけていく役割を担っていくことが必要と考える。

小金井市行財政改革市民会議設置要綱

(目的)

第 1 条 小金井市における行財政改革を推進するに当たり、幅広い見地からの建議、助言を得るため、小金井市行財政改革市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 市民会議は、次に掲げる事項に関し、市長に必要な建議、助言を行う。

- (1) 行財政改革の基本方針に関すること。
- (2) 行財政改革の基本方針に基づく実施計画及び推進に関すること。
- (3) その他、市長が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第 3 条 市民会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 市内の地域団体及びその他の団体の代表 5人以内
- (3) 市民 3人以内

2 前項第 3 号に定める委員の選考方法は、公募とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第 5 条 市民会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、市民会議を招集し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、市の関係職員を出席させ、説明等を求めることができる。

(部会)

第 6 条 会長は、市民会議の円滑かつ効率的な運営を図るため、市民会議に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、市民会議の委員で構成し、部会長及び部会の構成委員は、会長の指名した者をもって充てる。

- 3 部会は、会長が指定するテーマについて検討を行い、市民会議に報告する。
- 4 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を主宰する。
- 5 部会長は、部会の円滑かつ効率的な運用を図るため必要があると認めるときは、関係職員に説明を求めることができる。

(謝礼の支払)

第7条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(会議の公開)

第8条 市民会議の会議は、公開とする。ただし、公開することが市民会議の運営に支障があると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年1月30日から施行する。

付 則 (平成13年4月1日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年6月1日)

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

付 則 (平成15年10月31日)

この要綱は、平成15年10月31日から施行する。

付 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年8月1日要綱第104号)

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

第 8 期小金井市行財政改革市民会議委員名簿

	氏名	選出区分
1	<small>カツヤマ</small> 勝山 <small>コウジ</small> 浩司	学識
2	<small>オチアイ</small> 落合 <small>ワタル</small> 恒	学識
3	<small>カモシタ</small> 鴨下 <small>ヒロシ</small> 洋	商工
4	<small>ヤギ</small> 八木 <small>ナオコ</small> 尚子	教育
5	<small>タガワ</small> 田川 <small>ナオコ</small> 尚子	福祉
6	<small>フジタ</small> 藤田 <small>ショウイチ</small> 昌一	行政
7	<small>ソカベ</small> 曾我部 <small>ヒデユキ</small> 秀行	労働
8	<small>オオツカ</small> 大塚 <small>マコト</small> 信	一般公募
9	<small>タカノ</small> 高野 <small>ケンジロウ</small> 健治郎	一般公募
10	<small>ハタノ</small> 波多野 <small>カズマ</small> 一真	一般公募

第 8 期小金井市行財政改革市民会議の検討経過等

回	開催日	議題
第 1 回市民会議	平成 27 年 9 月 24 日	諮問（小金井市第 4 次行財政改革大綱策定に係る貴市民会議からの意見の取りまとめについて）等
第 2 回市民会議	平成 27 年 10 月 28 日	諮問事項の検討 等（市民意向調査について）
第 3 回市民会議	平成 27 年 11 月 30 日	諮問事項の検討 等（大綱策定方針について）
第 4 回市民会議	平成 28 年 2 月 18 日	諮問事項の検討 等（行革の方向性）
第 5 回市民会議	平成 28 年 5 月 12 日	諮問事項の検討 等（行革の方向性、骨格案）
第 6 回市民会議	平成 28 年 7 月 19 日	諮問事項の検討 等（作業部会の設置）
第 7 回市民会議	平成 28 年 8 月 23 日 平成 28 年 8 月 31 日	作業部会の運営について 等
第 8 回市民会議	平成 28 年 9 月 29 日	諮問事項の検討 等（中間答申について）
第 1 回市役所改革部会	平成 28 年 10 月 14 日	市役所改革の道筋について 等
第 1 回財政健全化部会	平成 28 年 10 月 18 日	財政健全化の道筋について 等
第 9 回市民会議	平成 28 年 10 月 27 日	諮問事項の検討 等（中間答申について）
第 2 回市役所改革部会	平成 28 年 11 月 7 日	組織改革について 等
第 2 回財政健全化部会	平成 28 年 11 月 8 日	業務の本質的な改革について 等
市役所改革部会勉強会	平成 28 年 11 月 25 日	論点のまとめ 等
財政健全化部会勉強会	平成 28 年 11 月 29 日	論点のまとめ 等
第 1 0 回市民会議	平成 28 年 12 月 5 日	諮問事項の検討 等（最終答申について）
第 3 回市役所改革部会	平成 29 年 1 月 13 日	最終答申の概要 等
第 3 回財政健全化部会	平成 29 年 1 月 17 日	最終答申の概要 等
第 1 1 回市民会議	平成 29 年 1 月 24 日	諮問事項の検討 等（最終答申について）

長期的展望×重点取組マトリクス

参考資料6

		短期	中期	長期
取組①	夢を後世に残そう！ 税収等の確保	④市税収納率の上位維持 ⑤ふるさと納税対策の実施	⑦債権管理の推進(徴取引継) ⑧基金等の確保	⑤債権管理条例の制定 全ての市債権の最適な徴収・管理
取組②	誰のための事業か？ 受益者負担の基準徹底	⑥受益者負担の基準徹底 使用料等の基準見直しと現況 市民会議への諮問⇒答申	(使用料等の見直し)	(基準に基づく受益者負担)
取組③	徹底した市民目線で！ 補助金等の適正化	⑦市民目線の補助金改革 補助金等の基準見直しと調査 市民会議への諮問⇒答申	(補助金等の見直し)	(市民が納得できる適正な補助金)
取組④	民でできることは民で！ 民営化等の推進	①民間活力活用の方針づくり ②子育て支援改革の推進 ③窓口改革の推進	第3次行革の継続事項の一気に推進 窓口業務委託等の実施	(公民の強みを活かした事業運営)
取組⑤	人数のせいにするな！ 職員数の適正化	⑧事業・職員配置の総点検 定員管理計画＋非常勤等の活用	類団並み職員数(650人程度) ②多様な任用形態の活用 ③政策課題への重点配置	②類似団体最少の職員数 少数精鋭＋機動的な人員配置
取組⑥	市民の「ありがとう」のために！ 職員の意識改革	人事評価の給与反映等 職員提案制度・あした研究所	④全職員による改革実践 職場からの改善・改革運動	④改革風土の確立・継承 改革人材の継続的育成
取組⑦	市民の声に打てば響く！ 組織機構の改革	組織改革の検討準備	①打てば響く組織改革 H30.4/1組織改正 新庁舎組織改正の検討	(打てば響く組織の確立)
取組⑧	定型業務を見直せ！ コスト管理の徹底	⑨課別コストの類似団体比較	⑤市民サービスのコスト改善 ⑥公共施設マネジメントの推進 各部経営の推進(予算・人員の最適化)	③類似団体最高の市民サービス 最高の費用対効果で市民サービス向上
取組⑨	苦しい今こそ！ 「三方一両損」の行財政改革	議会事務局の人員適正化	議会における費用対効果改善 (議員定数・議員報酬・政務調査費・審議 時間等の適正化)	聖域なき改革の推進
取組⑩	ガラス張りを目指せ！ 行財政改革の「見える化」	市民会議による進捗チェックと公表	改善改革取組の発表の場づくり 生活場面に即した行革PR	ガラス張りの行財政改革
	備考		「こがねいシティプロモーション」は削除 (理由)行革と言うより、施策の推進	①財政健全化条例の制定 健全化達成⇒健全状態の維持

※網掛けは、最終答申の「【提言】いま取り組むべきこと！」に記載される取組を含む欄です。